

# 放射性物質が検出されたマダラの焼却処分について

## 1. 概要

平成 24年 6月 23日に八戸清掃工場第一工場において実施したマダラ 5,270kgの焼却処分に関し、焼却以前及び焼却時の焼却飛灰（セメント固化物）の放射性セシウム濃度を測定しました。

測定結果は、通常どおり埋立処分が可能な 8,000 Bq/kg<sup>注</sup>）を大きく下回っておりました。

## 2. 焼却飛灰（セメント固化物）の放射性セシウム濃度

	試料採取日	セシウム 134 (Bq/kg)	セシウム 137 (Bq/kg)	計 (Bq/kg)
マダラ焼却前	6月 22日	不検出（10未満）	18	28未満
マダラ焼却時	6月 24日	12	20	32

・測定における核種毎の検出下限値は 10Bq/kg

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

第一工場：流動床式焼却炉

セメント固化物：焼却飛灰をセメントで処理したもの

注)「広域処理推進ガイドライン」において、8,000 Bq/kg以下である焼却残渣は、一般廃棄物処分場における埋立処分が可能であり、埋立作業者の安全性が確保されるとしている。